

新潟市西区自治協議会部会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第10条第1項の規定に基づき設置する部会に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 西区自治協議会に置く部会及び部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。

第1部会	防犯，防災，自然環境，住環境，その他西区自治協議会が定めるもの
第2部会	保健福祉，文化，教育，その他西区自治協議会が定めるもの
第3部会	農林水産業，商工業，交通，その他西区自治協議会が定めるもの

- 2 西区自治協議会の委員は、前項のいずれか1つの部会へ所属する。但し、自らが所属しない部会の会議への参加を妨げない。
- 3 西区自治協議会が必要と認めるときは、第1項各号のほか、特定の議事を審議するため、臨時の特別部会を複数置くことができる。
- 4 前項に定める特別部会は、事前に希望した委員で構成する。

（部会長及び副部会長）

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

（会議の召集及び運営）

第4条 会議は、部会長が召集し、議題と開催日時を公表する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。但し、複数部会が合同で会議を開催する場合は、関係部会長の協議により議長を決める。
- 3 会議は、当該部会に所属する委員及び事前に参加を希望した委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に所属する委員及び会議の際に事前に参加を希望した委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮ったうえで所管分野の一部について、ワーキングチームに検討させることができる。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、西区役所において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

新潟市区自治協議会条例について

改正内容（新旧対照表）

改正後	改正前	改正内容
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置く。</p>	<p>○第1条関係</p> <p>・平成26年5月30日公布，地方自治法の改正に伴うもの</p>
<p>(委員の任期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、前条第2項第1号に該当する者として選任された委員について、2回まで再任することができる。</p> <p>3 市長は、前条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する者として選任された委員について、1回に限り再任することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(委員の任期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、委員を原則として1回に限り再任することができる。</p>	<p>○第3条関係</p> <p>・第1号委員の2回までの再任を規定</p> <p>・前項に伴い第2号から第5号委員(第1号委員以外の委員)の1回の再任を規定</p> <p>・表現の見直し</p>
<p>(委員の報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員が区自治協議会の会議(以下「会議」という。)若しくは部会に出席し、又は委員の職務として規則に定める職務を遂行したときは、日額3,000円を費用弁償として支給する。</p> <p>3 部会への出席に対する費用弁償の支給回数は、一の年度において1人につき24回までとする。ただし、第7条第2項の規定により市長その他の市の機関により諮問された事項又は同条第3項の規定により市長があらかじめ意見を聴く事項を部会で審議する場合における費用弁償は、当該支給回数に含まないものとする。</p>	<p>(委員の報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員が区自治協議会の会議(以下「会議」という。)に出席し、又は委員の職務として規則に定める職務を遂行したときは、日額3,000円を費用弁償として支給する。</p> <p>(追加)</p>	<p>○第5条関係</p> <p>・費用弁償支給対象に「部会」を追加</p> <p>・部会の費用弁償支給回数1人年度当たり24回を規定(従来から対象である諮問・必須意見聴取の部会審議を除く)</p>
<p>(部会)</p> <p>第10条 区自治協議会は、事務の一部について調査し、審議させるため、必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる。</p> <p>2 区自治協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。</p>	<p>(追加)</p>	<p>○第10条関係</p> <p>・第5条第2項に「部会」を追加したことから、部会を規定する条項を追加</p> <p>・自治協議会本会等に合わせ、部会へ委員以外の人に関わることができるよう規定を追加</p>

●施行期日 平成27年4月1日

<参考> 改正前 新潟市区自治協議会条例施行規則

第7条 区自治協議会は事務の一部について調査し、審議させるため、必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、区自治協議会は、事務の一部について検討させるため、必要に応じて、委員の一部及び委員以外の者で構成する検討会を置くことができる。